

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	P.2 第1-1 本物件の概要	本物件について、活用対象の範囲は、現況フェンス内という認識でよいか。また、土地の寸法のわかる測量図面等を開示してもらえないか。	活用対象範囲は、質問の認識で問題ない。土地の詳細な測量図面等については、保有していない。
2	P.2 第1-1 本物件の概要	現況フェンス外については、植栽の剪定を京都市が行うという認識でよいか。	質問の認識のとおりである。
3	P.2 第1-1 本物件の概要	現況フェンスについては、京都市が現事業者から土地の返還を受ける際に残置されるのか。また、フェンスの破損部分については、補修後の返還となるのか。	フェンスについては、現事業者から破損部分を補修した状態で返還を受け、残置する予定である。
4	P.3 第1-3 事業対象期間	事業者決定後に辞退することは可能か。また、本物件の活用を途中で打ち切ること(3年後の目的外使用許可の更新をしないことを含む)は可能か。	原則、不可とする。 本件公募において、応募できる事業者は、提案内容について責任をもって実現できる事業者として いる。 このため、活用事業者には、決定後、6年間事業を継続することを含めて、提案内容を実施する義務があり、決定後の辞退、対象期間中の事業の打ち切り(目的外使用許可の更新をしないことも含む。)は、原則、不可とする。
5	P.3 第1-3 事業対象期間	現事業者からの引渡しが遅延した場合は、実際に使用できるようになった日から使用料が発生すると考えてよいか。	質問の認識のとおりである。また、この場合には、要項P.8「第3-3 応募申込書の記入方法」の(1)使用料の記載と同様の方法で使用料の日割計算を行う。
6	P.3 第1-3 事業対象期間	本物件に係る事業開始から3年後に目的外使用許可が更新となるが、更新の際に使用料の変更はあるのか。	更新時に使用料の変更はなく、事業対象期間の6年間は、提案された使用料を継続する。
7	P.3 第1-3 事業対象期間	平成31年(2019年)1月1日から使用許可開始となるが、機器設置等の工事についても、同日から施工可能という認識でよいか。	原則は質問のとおりであるが、事業者決定後に、活用事業者、本市及び現事業者の協議により平成31年(2019年)1月1日以前に工事等を行うこととなった場合は、この限りではない。ただし、この場合であっても、駐車場の開業は平成31年(2019年)1月1日からとする。
8	P.3 第1-5 最低使用料	本物件に係る現状の使用料を開示してもらえないか。	本物件に係る平成30年度の使用料の算定額は、年額3,319,171円である。
9	P.3 第1-5 引渡形態	本物件内の資産区分(どれが京都市のもので、どれが現事業者のものか。)を明確に示してもらえないか。	フェンス(一部を除く)、外壁、伸縮門扉以外は、現事業者の資産である。
10	P.3 第1-5 引渡形態	本物件に係るアスファルト舗装は、京都市の資産か。	本物件上のアスファルト舗装は、現事業者の資産である。
11	P.3 第1-5 引渡形態	本物件に係る電気引込みについては、現事業者から名義変更により対応してもらえるのか。	原則は、現事業者が原状回復したうえで土地を返還することとなるため、活用事業者が新たに電気を引き込むこととする。ただし、事業者決定後、活用事業者と現事業者とが協議のうえ、名義変更による対応とすることは問題ない。
12	P.3 第1-5 引渡形態	現事業者が設置している機器等(配線、配管含む)については、全て撤去され、これによって生じた穴、カット部分等については、埋め戻された状態で引渡しを受けるものと考えてよいか。	現事業者の設置している機器等については、原則、全て撤去したうえで土地が本市へ返還されることとなっている。ただし、事業者決定後、現事業者、本市及び活用事業者の協議によっては、一部又は全部を残置する可能性がある。
13	P.3 第1-5 引渡形態	現況のライン(車枠)を書き換えた場合、土地の返還の際にラインを原状回復することが必要か。	原則はラインについても原状復旧することとする。ただし、本市が、活用事業者と協議のうえ、現状のままでの返還を承認することがある。
14	P.4 第2-1 応募資格	駐車場事業運営についての一部業務(集金、清掃、警備、新設工事、補修工事、改修工事等)を委託会社に委託することは問題ないか。	活用事業者は、本物件について、自ら責任を持って活用する必要があり、フランチャイズ等実質的に第三者に活用させること等は禁止とするが、一部業務を委託することについては、禁止しない。
15	P.4 第2-2 事業内容等	本物件内の空きスペースを活用して、シェアサイクルのポートを設置することは可能か。	本物件については、自動車用駐車場として活用することとなっているが、本市は、平成26年度に策定された「京都・新自転車計画」等、自転車の利用促進にも取り組んでいることから、本物件についてもシェアサイクルに関する利用を許可することとする。ただし、あくまでも空きスペースの利用に限るものとする。
16	P.5 第2-2 事業内容等	本物件に係る直近2年分の売上、入在庫状況を開示してもらえないか。	本物件に係る直近2年分の売上、入在庫状況については、本市では把握していない。

No.	該当箇所	質問内容	回答
17	P.4 第2-2 事業内容等	現在の月極駐車場契約者の契約は、今回の公募により決定した事業者へ引き継がれるのか。	原則は、月極駐車場契約の解除も含めて、現事業者が原状回復したうえで土地を返還することとなるため、現在の月極駐車場契約者は、活用事業者へ引き継がれない。ただし、事業者決定後、活用事業者と現事業者とが協議のうえ、契約を引き継ぐこととすることは問題ない。
18	P.4 第2-2 事業内容等	現事業者が運営する月極駐車場の月額料金を開示してもらえないか。	現事業者の運営する月極駐車場の月額料金については、本市では把握していない。
19	P.5 第2-2 事業内容等	京都市都市圏パークアンドライド駐車場登録制度について、現状どのようなサービスが展開されているか。	京都市都市圏パークアンドライド駐車場登録制度に登録することにより、本市特設サイトにおいて、登録駐車場として検索ができるようになるほか、パークアンドライド駐車場共通ステッカーが配布される。そのほか、制度の詳細、登録の要件等については、以下の本市ホームページを確認すること。 URL: http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000229465.html
20	P.5 第2-2 事業内容等	パークアンドライドとは、鉄道利用等で駐車場利用者に対して割引等の優待があるという認識でよいか。	京都市都市圏パークアンドライド駐車場登録制度については、鉄道利用等により駐車場利用者に対して割引等の優待があるというのではなく、パークアンドライドに利用できる駐車場が登録でき、駐車場利用者による検索が容易になるものである。
21	P.5 第2-2 事業内容等	河川法等其他法令に抵触する場合は、活用事業者側で申請及び許認可を受けるといった認識でよいか。	質問の認識のとおりである。
22	P.5 第2-2 事業内容等	上下水道事業等により使用許可の取消しが行われた場合は、本件に係る工事費等については補償されないということでしょうか。	原則は、質問の認識のとおりである。ただし、万が一取消しが行われた場合は、その際の状況等によっては、活用事業者との協議に応じることとする。 なお、本市は、6年間、本物件を活用事業者に活用させることを想定している。
23	P.5 第2-2 事業内容等	時間貸し、月極駐車場等の車室数及びレイアウトの指定はないという認識でよいか。	質問の認識で問題ない。ただし、京都市都市圏パークアンドライド駐車場登録制度の登録要件の中に、「時間貸し駐車場であること」という制限があるため、駐車場のうち一定区画は、必ず時間貸し駐車場とすること。
24	P.5 第2-2 事業内容等	駐車場の利用料金についての制限はないという認識でよいか。	質問の認識で問題ない。ただし、京都市都市圏パークアンドライド駐車場登録制度の登録要件に利用料金についての制限があるため、この要件を満たすものとする。
25	P.8 第3-2 応募書類	活用提案書とは、具体的にどのような資料を作成すればよいか。また、この活用提案書は、事業者決定に影響するののか。	活用提案書の体裁は任意であるが、概ね次のように作成していただきたい。 ① 提案する事業内容を分かりやすく記載すること。 ② 募集要項P.4の基本条件について、各条件を満たしていることが確認できるように記載すること。 ③ その他駐車場運営について必要と認められる事項を記載すること。 本活用提案書は、応募条件を満たしているかどうかについて確認するための書類であり、条件を満たしていれば、活用提案書の内容が事業者決定に影響を及ぼすことはない(募集要項P.9に記載のとおり、応募条件を満たす者の中で、最も高額な使用料額を提案した者を活用事業者として決定する。)
26	P.8 第3-3 応募申込書の記入方法	本物件内に自動販売機を設置することは可能か。また、設置する自動販売機の台数に制限等はあるのか。	本物件への自動販売機の設置については、自動車用駐車場の設備の一部としての設置に限るものとし、外形上、本物件を自動販売機置場として活用していると認められるような形態での設置については不可とする。 なお、これに反しない限り、設置する自動販売機の台数に制限はない。